

別記 1

八代北部流域下水道指定管理者業務仕様書

八代北部流域下水道指定管理者募集要項に記載した事項のほか、指定管理者が遵守すべき基準等はこの仕様書による。

第 1 条 業務の細目

指定管理者が実施する業務の細目は次の各号のとおりとする。

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視
 - ・ 中央監視室における操作、監視及び記録（24 時間常駐体制をとること。）
 - ・ 水処理施設、污泥処理施設、ポンプ場（マンホールポンプを含む。以下同じ。）、流量測定システム、止水ゲート等の各種設備の現場における機器操作、監視及び記録
 - ・ 管理日誌の作成
- (2) 流域下水道施設の保守点検及び点検によって発見された異常箇所等の調整並びに機能保全のための分解整備工事、修繕及び消耗品交換
 - ・ 施設、設備及び機器の日常点検、定期点検、臨時点検及び記録
 - ・ 施設、設備及び機器の定期自主点検及び記録
 - ・ 施設、設備及び機器の分解整備工事業務
 - ・ 施設、設備及び機器の異常箇所の調整、注油、分解清掃、修繕（改築、更新を除く。）及び消耗品（消火器等法令に基づく点検等の結果交換が必要となったものを含む）、オイルなどの交換、はく離箇所等の塗装並びに記録
 - ・ 流量計のレンジ変更（流量増加に伴い最大流量が計測不能になった場合）
 - ・ クレーン点検、消防法関係点検等の施設、設備及び機器の法定検査及び記録
 - ・ 点検機器周辺の清掃
 - ・ 法令等に基づく報告書の作成及び県が提出すべき報告書の作成支援
- (3) 流域下水道施設内の清掃、緑地管理及び警備等の維持管理
 - ・ 施設内、場内の清掃、除草等
 - ・ 終末処理場及びポンプ場の緑地管理
 - ・ 終末処理場及びポンプ場の建築物（土木施設を含む。）、外構等の点検、維持修繕、電灯交換等
 - ・ 施設の施開錠、侵入者等の監視、警備
 - ・ 指定管理業務にて排出する廃棄物の収集搬出（污泥、しさ、沈砂等は(5)で詳述）
- (4) 放流水、流入水及び污泥の計量、成分分析その他必要な計測並びに検査及び試験
 - ・ 運転管理に必要な水質分析及び污泥分析並びに放流水、流入水、污泥等の計量及び記録
 - ・ 異常時の水質分析及び污泥分析その他必要な計測
 - ・ 分析結果の解析及び記録
 - ・ 流量測定システムごとの流量の測定及び記録
 - ・ 流量計その他の計測機器類の精度保持、校正等
 - ・ 試薬の管理及び廃液の管理並びに記録
- (5) 污泥、しさ、沈砂等の処理、処分及び処分状況確認

- ・汚泥脱水等の処理（脱水及び保管）
- ・脱水汚泥の処分（運搬、処分及び処分状況確認）
- ・汚泥処分のために必要な成分分析
- ・しさ、沈砂の処理・処分（脱水、保管、運搬、処分及び処分状況確認）
- ・産業廃棄物管理票の作成、交付、返付管理票の照合確認及び保管等の附帯事務
- (6) 環境保全のための排ガス及び臭気物質濃度及び振動の計測
 - ・特定悪臭物質濃度及び振動の計測並びに記録（ばい煙発生装置が設置された場合には、排ガス測定等の実施）
- (7) 幹線管きょ等のパトロール
 - ・幹線管きょ上のルート及びそのルートに設置されているマンホール（空気弁室を含む。以下同じ。）ふた及びマンホール周囲の路面状況等を月1回の頻度で目視により調査記録し、県へ報告すること。
- (8) 止水ゲートの点検整備
 - ・幹線管きょ上の砂川右岸、氷川右岸、左岸にある止水ゲートの動作確認（遠隔通報システムの点検）を毎年実施すること。
- (9) 維持管理に附帯する薬品、燃料、消耗品、電力（低圧）、水道等の調達管理
 - ・前各号の業務（この号において「維持管理業務」という。）に必要な、電力（低圧）、水道、燃料、通信運搬、薬品（水処理及び汚泥処理のほか、分析用を含む。）、機器、材料、物品（貸与物品の管理を含む。）等の調達及び管理並びに出納等記録
- (10) 運転データなどの記録及び保管
 - ・維持管理業務その他の業務に係るデータ記録、保管及び整理
- (11) 施設情報システムへのデータ入力
 - ・施設の維持管理状況を把握するうえで必要なデータを、業務報告及び事業報告の提出までに県の所有する施設情報システムへの入力。
- (12) 県の指示に基づく非常時への対応及び下水道業務継続計画（BCP）への対応
- (13) 普及啓発・広報活動等
 - ・生活排水処理施設整備推進、水洗化促進及び適正な維持管理に係る普及啓発・広報活動
 - ・県、流域自治体が実施する普及啓発・広報活動との連携業務
- (14) 地域経済や産業振興に関する取組み
 - ・地域の行政機関、事業者等との連携・協力支援態勢の確保
- (15) 施設見学者の案内等
 - ・施設見学者の案内及びその安全管理
- (16) 前各号に掲げるもののほか、流域下水道の管理上必要と認める業務
 - ・維持管理業務に係る計画立案及び総括管理
 - ・周辺住民からの苦情処理等の対応
 - ・県が作成する水質、汚泥等の各種法令等の規定に基づく届出、報告書等の基礎資料の作成
 - ・県が実施する学生実習生の円滑な受入のための支援
 - ・その他本仕様書に記載した事項のほか、流域下水道の管理上必要と認める業務

第2条 対象施設

指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地及び概要は次の各号のとおりとする。

- (1) 施設の名称 八代北部流域下水道
- (2) 所在地
 - ア 終末処理場（八代北部浄化センター）
八代市鏡町芝口 1 1 番割 5 5 1
 - イ 砂川ポンプ場
宇城市小川町新田地内
 - ウ 千丁ポンプ場
八代市千丁町太牟田字平島 2 2 9 0 - 6
 - エ 宮原ポンプ場
八代郡氷川町柵字桑原 2 9 3 - 4
 - オ マンホールポンプ
八代市千丁町古閑出地内
 - カ 幹線管きょ流量測定システム（マンホールポンプ併設分を含む。）
宇城市小川町南新田地内等 3 箇所
 - キ 砂川右岸、氷川右岸及び氷川左岸止水ゲート並びに放流止水ゲート 4 箇所
 - ク 幹線管きょ
八代市ほか計画区域内一円
- ※ その他、指定期間内に増設した施設設備を含む。
- (3) 指定管理者が管理する施設の範囲
 - ア 終末処理場
流入ゲートから放流管きょ（放流ゲート）までの水処理施設、汚泥処理施設全体及び全附帯施設並びに敷地
 - イ 砂川、千丁ポンプ場、宮原ポンプ場
流入ゲートからポンプ施設吐出口（場内）までの施設全体及び全附帯施設並びに敷地
 - ウ マンホールポンプ
水中ポンプ、水位計、テレメータ、制御盤等ポンプ設備一式
 - エ 幹線管きょ流量測定システム
流量計、テレメータ、制御盤等流量計測に必要な設備一式
 - オ 幹線管きょ
- (4) 現有施設の概要
別添施設概要書（別添 1 - 1 から 1 - 6）のとおり。
- (5) 施設増設・更新計画
別添施設増設・更新計画表（別添 2）のとおり
今後、管理施設の増加が見込まれるので、管理に当たっては留意すること。
- ※ 施設の増設計画は、あくまでも予定であり、変更することがある。

第 3 条 流入基準

流入水に関する基準は次のとおりとする。

(1) 水量に関する流入基準

項 目	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日平均流入水量 (m ³ /日)	8,900	8,900	8,800
日最大流入水量 (m ³ /日)	10,300	10,300	10,200
時間最大流入水量 (m ³ /日)	16,700	16,600	16,500

(2) 流入予測水量

年 度	水 量
令和9年度	3,248,850m ³
令和10年度	3,232,536m ³
令和11年度	3,216,703m ³

第4条 性能基準

指定管理者が達成すべき性能基準は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 水質基準

ア 放流水質基準

当該流域下水道に適用される下水道法、水質汚濁防止法その他の法令（県の条例、規則等を含む。）の基準で、根拠法令等により基準値が異なる場合は、より厳しい基準を指定管理者が遵守すべき放流水質基準とするが、次表の項目は、表中の基準値を放流水質基準とする。

ただし、当該基準は次の点を考慮して決定しているため、指定期間内の状況の変化により基準値の変更もあり得る。

- ・下水道法施行令第5条の5第2項の規定により流域下水道管理者たる県が定める計画放流水質が設定された場合、施設の改築工事が完了した時点で、BOD、窒素含有量及び燐含有量は当該計画放流水質を考慮した放流水質基準とする。
- ・BOD、COD及びSSは、県の「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」の基準を考慮した放流水質基準とする。

項目	基 準 値		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
BOD (mg/l)	20 以下	20 以下	20 以下
COD (mg/l)	20 以下	20 以下	20 以下
SS (mg/l)	40 以下	40 以下	40 以下
大腸菌数 (CFU/ml)	800 以下	800 以下	800 以下

イ 管理目標基準

「ア」の放流水質基準にかかわらず、当指定管理業務において目標数値とする管理目標基準は次のとおりとする。

	基 準 値
--	-------

項 目	令和9年度	令和10年度	令和11年度
BOD (mg/l)	5 以下	5 以下	5 以下
COD (mg/l)	10 以下	10 以下	10 以下
SS (mg/l)	5 以下	5 以下	5 以下
大腸菌数 (CFU/ml)	10 以下	10 以下	10 以下
透視度 (cm)	90 以上	90 以上	90 以上
窒素含有量 (mg/l)	10 以下	10 以下	10 以下
燐含有量 (mg/l)	2 以下	2 以下	2 以下

(注意) 今後の施設整備の状況や、処理区編入等での流入量の大きな変動により基準値を見直すことがある。

(2) 維持管理基準

事業年度終了後、すべての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、協定当初の性能を有するよう（経年劣化を除く。）、関係法令等を遵守した点検、調整及び消耗品の交換等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

(3) 環境保全に関する基準（法的規制値）

ア ばい煙に関する基準

・ ばい煙発生施設であるガスタービン発電機は非常用施設のため適用なし。

イ 特定悪臭物質に関する基準

対象施設：八代北部浄化センター、砂川ポンプ場、千丁ポンプ場、宮原ポンプ場

項 目	規制基準値 (ppm)	臭気強度
アンモニア	1	2. 5
メチルメルカプタン	0. 0 0 2	
硫化水素	0. 0 2	
硫化メチル	0. 0 1	
二硫化メチル	0. 0 0 9	
トリメチルアミン	0. 0 0 5	
プロピオン酸	0. 0 3	
ノルマル酪酸	0. 0 0 6	3. 5
ノルマル吉草酸	0. 0 0 0 9	2. 5
イソ吉草酸	0. 0 0 1	

ウ 騒音に関する基準（第3種区域）

対象施設	規制基準値(敷地境界線)		
	午前8時～	午前6時～午前8時	午後10時～

	午後7時	午後7時～午後10時	翌午前6時
八代北部浄化センター 砂川ポンプ場、 千丁ポンプ場 宮原ポンプ場	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル

エ 振動に関する基準（第2種区域）

対象施設	規制基準値（敷地境界線）	
	午前8時～午後7時	午後7時～翌午前8時
八代北部浄化センター 砂川ポンプ場、千丁ポンプ場、 宮原ポンプ場	65 デシベル	60 デシベル

（4） 水質分析の精度管理

運転管理に必要な水質分析については、内部精度管理を行うとともに、外部精度管理として環境省が実施する「環境測定分析統一精度管理調査」において、模擬排水で BOD、COD、全窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、全燐、リン酸態リンのいずれかの項目が実施される場合には参加し、分析の信頼性を確保すること。

（5） 計測機器類の精度に関する基準

各種計測機器類の精度は、メーカー保証性能等を満足するよう調整等を実施すること。

（6） 流量計の精度に関する基準

各流量計の精度は、総合・標準仕様精度を保持するものとし、範囲外のものについては校正等を実施すること。また、携帯型流量計及び他の実流量測定方法を用い設置型流量計との流量誤差の確認を行うこと。

・ 流量計

設置箇所	設置台数
終末処理場 流入下水用	1
返流水用	1
幹線管きょ	3
ポンプ場（宮原）	1

第5条 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

指定管理者が第4条第1号アに定める放流水質基準を達成できない場合、次の各号に定める対応を行うこと。

（1） 指定管理者は、計測の結果第4条第1号アに定める放流水質基準を達成していないこと（以下「放流水質未達」という。）を把握した場合、速やかに県に報告すること。

（2） 指定管理者は、速やかに放流水質未達の原因究明を行い、その原因を排除するな

どの改善措置を講じ、県に報告すること。

- (3) 前号の場合において、指定管理者は、放流水質未達が収束するまでの間、改善措置の実施状況及び水質等必要なデータを県に報告すること。

第6条 放流水が管理目標基準を満足しない場合及び施設、整備等の維持管理基準を満足しない場合の対応

指定管理者が第4条第1号イに定める管理目標基準を達成できない場合、次の各号に定める対応を行うこと。

- (1) 指定管理者は、計測の結果第4条第1号イに定める管理目標基準を達成していないこと（以下「管理目標未達」）を把握した場合、速やかに県に報告すること。
 - (2) 指定管理者は、管理目標未達の原因究明を行い、その原因を排除するなどの改善措置を講じ、県に報告すること。
- 2 指定管理者が第4条第2号に定める維持管理基準を満足しない場合、次の各号に定める対応を行うこと。
- (1) 指定管理者は、第4条第2号に定める維持管理基準を満足していないことが明らかになった場合、速やかに県に報告すること。
 - (2) 指定管理者は、維持管理基準を満足していない原因の究明を行ったうえで、改善措置を講じ、県に報告すること。

第7条 流入水質等に問題がある場合の対応方法

指定管理者は、巡回監視の実施又は県及び流域関連公共下水道管理者から収集した情報等により、流入水の臭気、色度、水素イオン濃度等の把握に努め、人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある物質若しくは施設の機能を阻害する恐れがあると認める量の油、強酸性又は強アルカリ性の物質及びきょう雑物（以下「混入異物」という。）の流入が認められるときは、次の各号に定める措置等を参考に必要な対応を実施すること。

- (1) 混入異物が終末処理場に流入しないよう、必要な措置をとること。
 - (2) 混入異物の状況及び対応措置等を速やかに県に報告し、その指示に従うこと
- 2 降雨時には、次の各号に定める措置等を参考に必要な対応を実施すること。
- (1) 指定管理者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うこと。
 - (2) 指定管理者は、第3条第1号に定める時間最大流入水量を上回った場合であっても、場内ポンプ等で対応できる場合は、適切な運転により処理を行うこと。
- 3 前2項の対応にもかかわらず、指定管理者が放流水質基準を達成できないときは、県に水質等のデータを提供したうえで、県に改善措置を求めることができる。

第8条 有資格者に関する条件

指定管理者は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）（以下「登録規程」という。）に基づく登録を受けていることとする。

なお、複数の法人等でグループを構成している場合は、構成員の全部又は一部が登録を受けていることとする。

- 2 指定管理者は、次の各号に定める資格を有する者を配置しなければならない。
- (1) 下水道技術者

- ・下水道法第22条第2項に定める有資格者
- ・登録規程第3条の規定に定める下水道処理施設管理技士（下水道第3種技術検定合格者）

(2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

3 指定管理者は、次の各号に例示する資格を有する者等、終末処理場等に配備しようとする従業員数や処理場の規模及び施設の実態に応じ、関係法令に従って必要な資格者を配置、選任しなければならない。なお、従業員以外の者から選任が可能な資格及び業務委託契約等により従業員の中から資格者を選任する必要のない資格等については、手続等に遺漏のないよう注意すること。

- (1) 安全管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 安全衛生推進者
- (4) 産業医
- (5) 防火管理者
- (6) 危険物取扱者
- (7) 冷凍保安責任者
- (8) 特定高圧ガス取扱主任者
- (9) ガス溶接作業主任者
- (10) ボイラー技士（ボイラー取扱作業主任者）
- (11) クレーン運転士
- (12) 玉掛け技能者（玉掛け技能講習終了者等）
- (13) 放射線取扱主任者
- (14) 特定毒物研究者
- (15) 特定化学物質等作業主任者
- (16) 電気事業法による主任技術者（第3種電気主任技術者）
- (17) 電気工事士
- (18) 無線従事者
- (19) エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理者
- (20) エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理員
- (21) 特別管理産業廃棄物責任者
- (22) 消防設備士
- (23) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (24) アーク溶接の業務に係る特別教育修了者
- (25) 研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務に係る特別教育修了者
- (26) 前各号に掲げるほか、必要な資格者

第9条 県が実施する工事等に関する協力等

指定管理者は、県が施行する工事や修繕その他の管理行為及び調査、研究等が円滑に実施できるよう、下水道施設の運転等への配慮及び必要なデータの提供、夜間を含む工事期間の立会い、その他必要な協力を行うこと。

- 2 指定管理者は、県が管理する下水道台帳及びこれを補完する台帳等に修繕履歴等記録すべきデータなどを整理し、当該データのシステムへの入力等を行うこと。
- 3 県が建設工事の実績等のデータを下水道台帳等に入力する際、指定管理者は必要な協

力を行うこと。

- 4 指定管理者は、国その他公共部門に属する団体等から流域下水道の運転等に関するデータ等の提供依頼があったときは、これを誠実に処理すること。

第10条 管理業務に係る緊急的措置に関する取扱い

指定管理者は、管理業務に関して緊急に措置が必要と認められる場合には、速やかに県に施設の状態その他必要な事項を報告し、その指示に従うこと。

第11条 分解整備工事に関する取扱い

第1条第2号に定める分解整備工事業務は、指定管理者が県と協議のうえ、適切な時期、方法及び内容で行うこと（県が想定する施工周期および内容は、それぞれ別添4-1、4-2のとおり）。

なお、分解整備工事に係る費用として、令和9年度4,221万円、令和10年度27,09万円、令和11年度2,688万円を想定している（税込）。

第12条 修繕及び消耗品交換に関する取扱い

第1条第2号に定める修繕及び消耗品交換業務（以下「修繕等」という。）は、指定管理者が適切な時期及び方法で行うこと。

なお、修繕等に係る費用として、年間843万2千円（税込）を想定している。

第13条 汚泥等廃棄物の処理、処分に関する取扱い

指定管理者は、第1条第5号に定める汚泥等廃棄物の処理、処分に関し、下水道法第21条の2、熊本県廃棄物処理計画及びその他の法令等の規定に基づき適正に処理し、併せて再生利用等による減量化に資するよう取り扱うこと。なお、汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分業者の選定等に当たっては次のことに留意すること。

- (1) 運搬業者については、積込み場所及び処分先の積卸し場所を所管する許可権者が発行する産業廃棄物収集運搬業許可書により事業の範囲、許可期間等が適正であることを確認すること
- (2) 処分業者については、汚泥等を処分する処分地を所管する許可権者が発行する産業廃棄物処分業許可書により事業の範囲、許可期間等が適正であることを確認すること
- (3) 運搬及び処分業者の選定については、事前に熊本県の承認を得ること。
- (4) 汚泥等の収集運搬及び処分の委託に当たり、産業廃棄物処理業者及び指定管理者間で産業廃棄物処理基本契約及び具体的な実施契約を締結すること。
- (5) 指定管理者は、定期的に処分先での汚泥等の処分状況を確認すること。また、産業廃棄物の処理に当たっては、電子マニフェストの利用に努めること。

第14条 普及啓発・広報活動に関する取扱い

指定管理者は、県内の生活排水処理施設の整備推進、水洗化の促進及び適正な維持管理に関して、県と協力・連携して県民に対し普及啓発・広報活動を行うこと。

なお、普及啓発に係る費用は年間165万円程度（税込）を想定している。

第15条 新たに供用する施設の管理業務の引継ぎ

県は、施設を新たに供用しようとするときは、完成図書その他必要な書類等により指定管理者に当該施設の管理業務を引き継ぐ。

第16条 測定、検査

指定管理者は、日常的な運転管理等に資するため、別添水質試験等に関する基準（別添3-1、3-2及び3-3）に定める頻度及びサンプリング箇所を標準として、水質、汚泥、環境保全項目等に係る測定及び検査を行うこと。また、放流水について下水道法第21条に基づく水質検査及び流入水について別添水質試験等に関する基準（別添3-4）に定める内容で水質監視試験を行うこと。

2 前項の測定及び検査は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省建設省令第1号）及び同省令で引用する排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）、日本産業規格その他の規程並びに社団法人日本下水道協会編「下水試験方法」に定める検定方法で行うこと。ただし、汚泥測定及び検査のうち、脱水汚泥の溶出試験については、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）に定める方法で、含有試験については、「肥料等試験法」に定める方法で行うこと。

3 前2項に定める測定及び検査を第三者に委託する場合には、環境計量証明事業登録事業者に行わせなければならない。この場合、委託先から計量証明書の提出を受けること。

第17条 業務記録及び報告

指定管理者は、その業務に関して、次の各号に掲げる項目を記載した業務日誌を記録し、記録事項を県に対し速やかに業務日報として提出すること。

- (1) 天候、気温及び雨量
- (2) 総括責任者及び業務従事者職氏名
- (3) 水質、水量、汚泥量等の計測値
- (4) 電力、燃料等の数量
- (5) 主要機器の運転記録
- (6) 日常点検状況
- (7) 次班引継記録
- (8) その他必要事項

2 指定管理者は、毎月末日から15日を経過する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した業務月報を県に提出すること。

- (1) 業務日誌記録事項の月集計（流入水、放流水の水量及び水質、下水及び汚泥の処理処分状況、下水及び汚泥の分析結果並びに電力等調達管理状況等）
- (2) 流量測定システムごとの流量の月集計
- (3) 運転操作、保守点検、維持補修、調整、給油、部品交換等の状況等
- (4) 事故、故障及び苦情の状況並びにその対応結果等
- (5) 施設見学者及び視察者の状況
- (6) その他必要事項

3 指定管理者は、事業年度の末日から1か月を経過する日までに、次の各号に定める内容を記載した事業報告を県に提出し、県の承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況

- (2) 管理経費の収支計算
 - (3) 事業年度終了時の施設機能の確認状況
 - (4) その他県が必要と認める事項
- 4 指定管理者は、次の各号に定める内容を記載した業務年報を、事業報告書に添えて提出すること。
- (1) 業務月報記載事項の年集計
 - (2) その他必要事項
- 5 指定管理者は、業務日報、業務月報、業務年報及び事業報告の内容に関して県が行う照会、調査及び指示に協力すること。

第18条 業務手順書等の作成

指定管理者は、施設の管理上必要な次の各号に掲げる業務手順書等を作成し、前条の規定により作成した書類とともに施設内に備え置くとともに、毎年3月末に県へ提出すること。

- (1) 異常気象、災害、事故、異常物質流入、機器故障等の危機対応に関するマニュアル
- (2) 流域下水道の運転操作及び監視マニュアル
- (3) 施設の保守点検マニュアル
- (4) 施設の清掃、緑地管理、警備等の維持管理マニュアル
- (5) 主ポンプ等主要機器のメーカー性能試験成績表及び性能試験結果表(供用開始時、分解整備工事前後)
- (6) 施設設備の点検表及び点検頻度一覧表
- (7) 水質、汚泥分析の標準作業手順書
- (8) その他留意事項等を記した書類

第19条 管理委託料等

指定管理者は、各事業年度の当初に指定管理者と県が協議したうえで作成した支払計画書を基に、四半期ごとの概算払いを請求することができる。

第20条 施設、設備及び物品の使用並びに管理等

指定管理者は、本件業務の遂行に必要な範囲内で、県の所有に属する施設、設備及び物品(以下「県有施設等」という。)を使用することができる。

- 2 県有施設等の範囲等細目的事項については、県と指定管理者との協議で定める。
- 3 県有施設等のうち、県の所有に属する物品(以下「県有物品」という。)については、熊本県物品取扱規則(昭和39年熊本県規則第20号)に基づいて管理を行うものとする。
- 4 指定管理者は、県有物品及び本件業務により指定管理者が調達した物品についてそれぞれ物品管理簿を備え、これを適正に管理しなければならない。

第21条 再委託

指定管理者は、指定管理者が実施する業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、運転操作及び監視以外の業務については、県の承認を得て第三者に請け負わせることができる。

第 22 条 保険

県は、指定管理者の管理方法等が原因で発生した損害及び損失と認められるものについては、当該損害を指定管理者に求償することがあるため、指定管理者はリスク管理のため自己の負担により賠償責任保険に加入すること。

(別添1-1) 施設概要書

八代北部流域下水道

所在地	八代市鏡町芝口11番割551
電話番号	0965-67-7335(八代北部浄化センター)
ファクシミリ番号	0965-67-7770 (同 上)



設置年月日	平成14年1月10日供用開始		
設置根拠	熊本県流域下水道条例		
設置目的	八代平野北部の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善		
全体計画処理面積・処理人口	・関連市町村：八代市、宇城市、氷川町 ・全体計画処理面積：約1,226ha ・全体計画処理人口：約29,750人		
主な施設内容	・終末処理場(八代北部浄化センター) 1箇所 4.2ha ・中継ポンプ場(砂川ポンプ場、千丁ポンプ場、宮原ポンプ場) 3箇所 ・その他 幹線管きょ流量測定システム(4箇所) 幹線管きょ(小川鏡幹線、千丁鏡幹線、宮原鏡幹線) 約18.8km		
施設の諸元	・排除方式：分流式 ・処理方式：標準活性汚泥法 ・全体計画日最大汚水量：11,510m³/日 ・全体計画処理能力：13,600m³/日 ・R7年度末現在現有処理能力：13,600m³/日(2系列供用) (年間流入水量実績は本表末尾記載のとおり)		
条例記載の指定管理者の業務	・流域下水道の運転操作及び監視に関する業務 ・流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務 ・その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務		
現在の管理状況	☐ 直営 ☒ 指定管理者制度 指定管理者：日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループ		
委託料	R5年度 216,081 千円	R6年度 210,140 千円	R7年度 205,375 千円
年間流入水量	R5年度 2,596,489 m ³	R6年度 2,538,608 m ³	R7年度 2,590,337 m ³

熊本県担当部(局)・課	土木部道路都市局下水環境課	Tel	096-333-2529
		Mail	gesuikankyo@pref.kumamoto.lg.jp

(別添1-2)

八代北部流域下水道

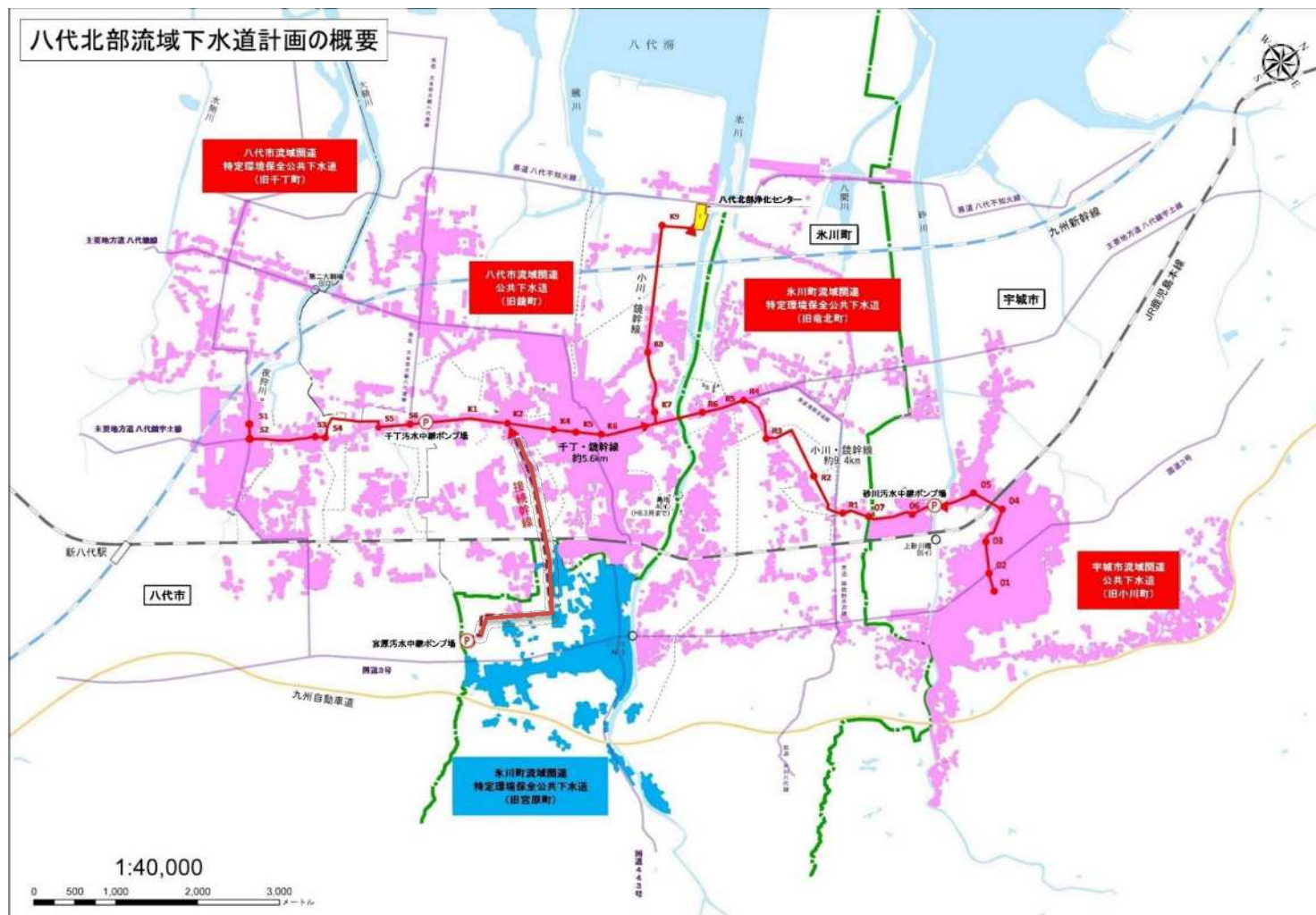
全体計画と現況

項 目		全 体 計 画				事 業 計 画			
		八代市	宇城市	氷川町	計	八代市	宇城市	氷川町	計
目 標 年 次		令和17年度				令和11年度			
						現況（令和7年度末）			
計画処理面積（h a）		588	310	328	1,226	555	310	328	1,193
						494	310	311	1,116
計画処理人口（人）		14,800	7,180	7,770	29,750	14,820	7,570	8,450	30,840
						13,602	8,182	9,220	31,004
水洗化人口（人）		14,800	7,180	7,770	29,750	14,820	7,570	8,450	30,840
						11,051	7,113	7,363	31,004
汚 水 量 原 単 位 （ $\frac{\text{t}}{\text{人}} \cdot \frac{\text{日}}{\text{日}}$ ）	日 平 均	540	270	540	－	630(90)	315(45)	630(90)	－
	日 最 大	630	315	675	－	720(90)	360(45)	765(90)	－
	時間最大	1,070	535	1,145	－	1160(90)	580(45)	1235(90)	－
計画汚水 量（ $\frac{\text{m}^3}{\text{日}}$ ）	日 平 均	4,662	2,444	2,817	9,930	4,669	2,564	3,038	10,280
						－	－	－	－
	日 最 大	5,328	2,802	3,380	11,510	5,333	2,940	3,644	11,920
						－	－	－	－
	時間最大	8,584	4,535	5,435	18,560	8,594	4,761	5,859	19,220
						－	－	－	－
排 除 方 式		分 流 式							
計画流入水質（ $\text{mg}/\frac{\text{t}}{\text{日}}$ ）		計画 BOD＝200 SS＝230 COD＝100 T-N＝40 T-P＝6				計画 BOD＝200 SS＝230 COD＝100 T-N＝40 T-P＝6			
処理場	処 理 場 位 置	八代市鏡町芝口11番割551							
	処 理 方 式	標準活性汚泥法							
	処 理 能 力	13,600($\frac{\text{m}^3}{\text{日}}$)				令和7年度末 13,600($\frac{\text{m}^3}{\text{日}}$)			
	放流水質（ $\text{mg}/\frac{\text{t}}{\text{日}}$ ）	BOD＝15 SS＝30							
	敷 地 面 積 (ha)	約4.2							
放流先	名 称 / 環 境 基 準	二級河川・氷川 八代海 (5) St-9 B類型（COD 3mg/L以下）							
	低 水 流 量 ($\frac{\text{m}^3}{\text{sec}}$)	現況 2.79				下水道整備後 2.79			
幹線管渠 延 長	幹 線 名	小川・鏡	千丁・鏡	宮原・鏡					
	管きょ延長 (km)	9.4	5.6	3.7					
	総 延 長	18.7k m							
汚水中継ポンプ場（ヶ所）		3ヶ所							

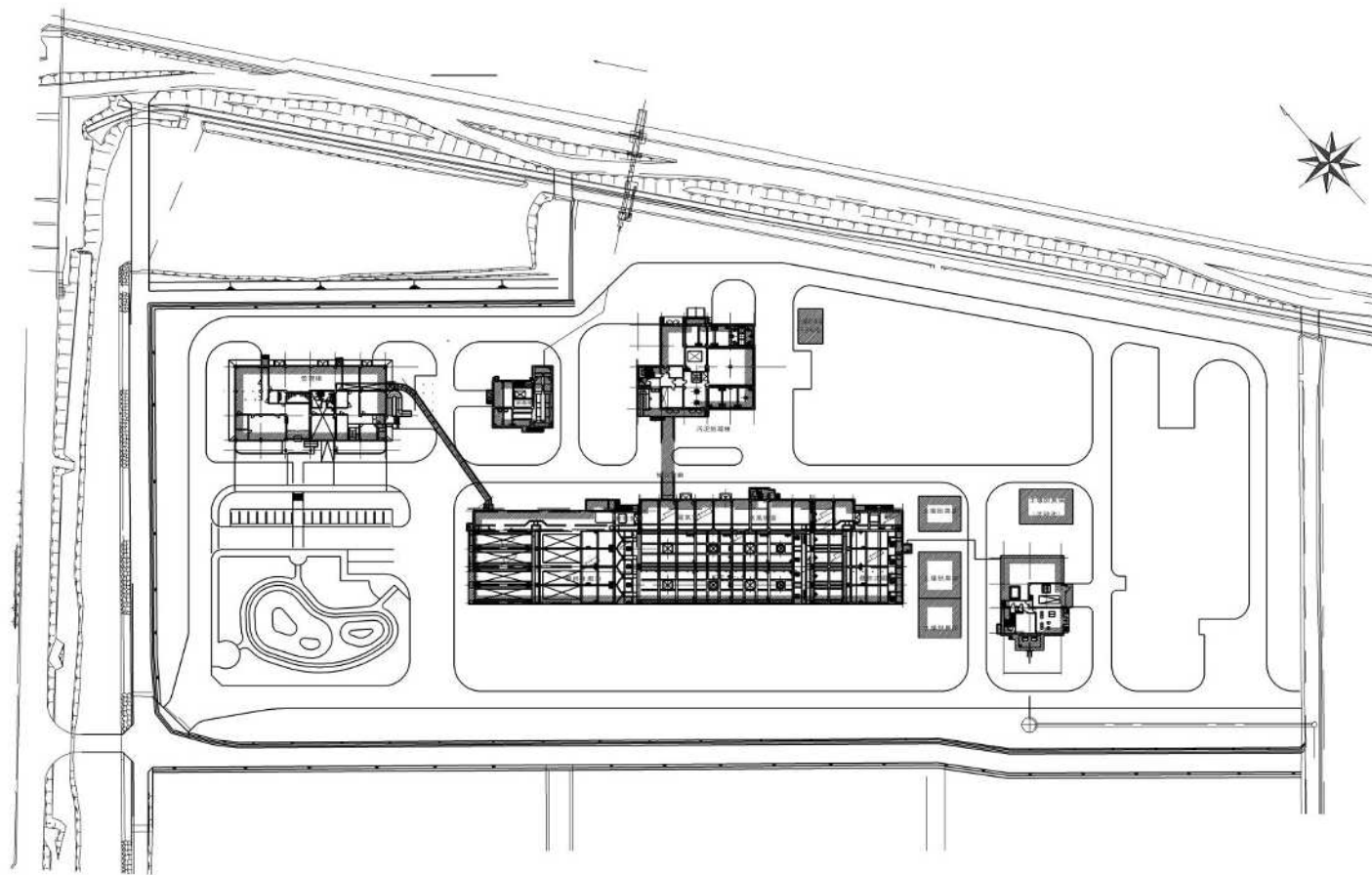
注1) 鏡町、千丁町は平成17年8月に八代市と合併、竜北町は宮原町と平成17年10月に合併し氷川町となる。

注2) 原単位の（ ）内は地下水量

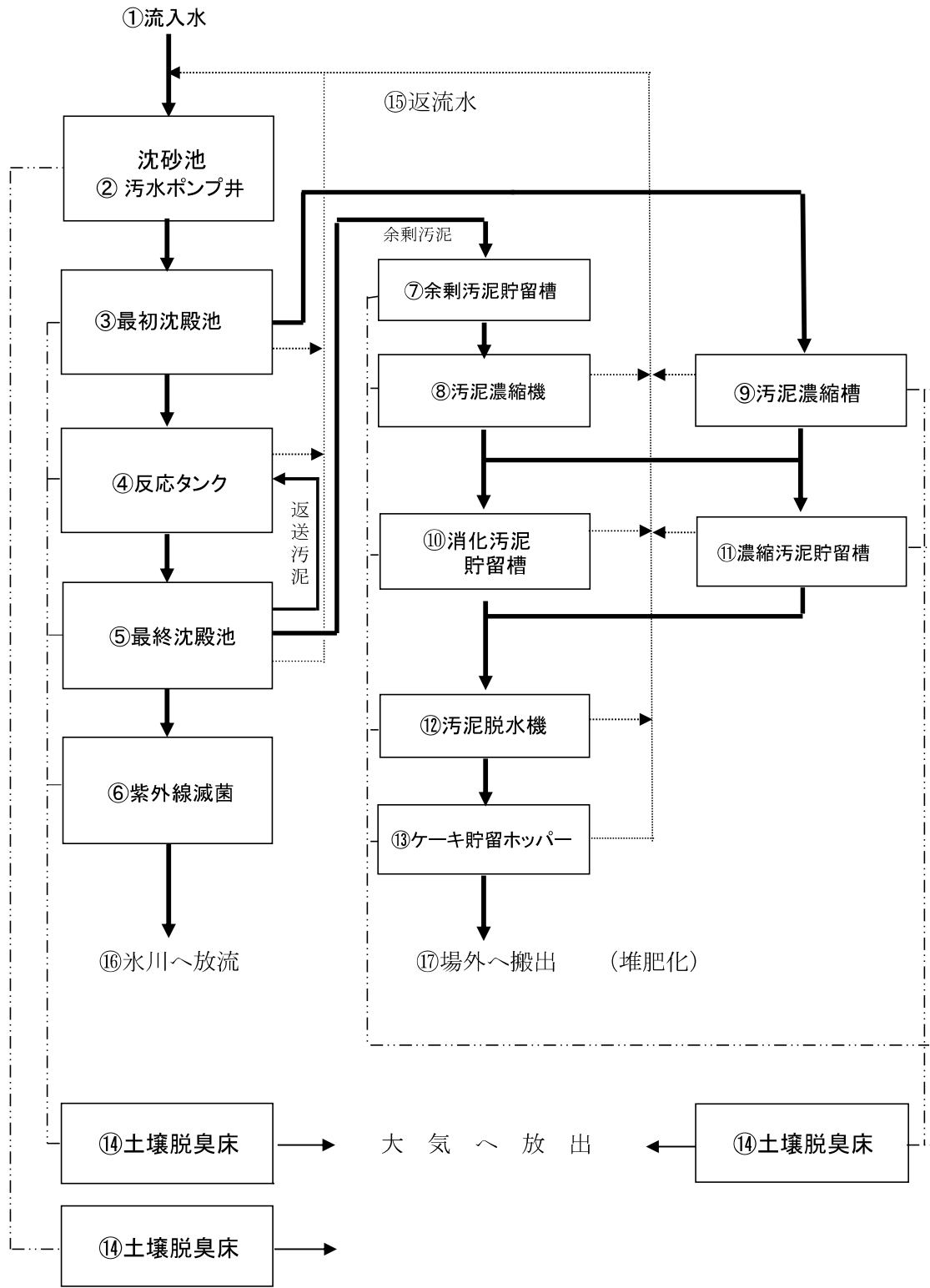
(別添 1－3) 八代北部流域下水道 全体図



(別添 1 - 4) 八代北部浄化センター配置図



(別添1ー5)八代北部浄化センターフローシート



01 (101) 02 (102) 03 (103) 04 (104) 05 (105) 砂川 (106) 06 (108) 流量計

01~01-1 小川 江頭 亀ノ町 木村 川民 新田 南新田

宇城市 小川町

氷川町 竜北

鹿野 上新田 下新田 野津

鹿島 鳥地 鹿野 上新田 野津

(578)φ800 (261)φ800 (127)φ800 (135)φ700 (627)φ700 (953)φ600 (559)φ600 (460)φ600

115 R6 114-2 R5 114-1 R4-1 113 R4 112 R3 111 R2 110 R1

流量計

氷川町 宮原

宮原P 流量計

流量計

八代北部浄化センター

K9 (118) K8 (117) K7 (116) (212) K6 (211) K5 (210) K4 (209) K2 (208) K1

(400)φ1100 (1571)φ1100 (774)φ1100 (124)φ1100 (683)φ800 (307)φ700 鏡第3 (285)φ700 鏡第4 (577)φ900 (561)φ500

鏡第8 鏡第7 鏡第1 鏡第2 鏡第3 鏡第4 鏡第5 鏡第6 鏡第9 K3

八代市 鏡町

八代市 千丁町

鏡第5 鏡第6 下村

新田第1 新田第2 吉王丸第1 吉王丸第2 大田第1 大田第2

S1 (119) S2 (200) 古閑出P (201) (202) S3 (203) S4 (204) S5 (205) S6 (206) 千丁P (207)

(190)φ300 (170)φ350 (140)φ200 (490)φ350 (135)φ450 (880)φ450 (388)φ500 (197)φ500 (427)φ250

S2-1 S2-2 流量計

101	管番号
(155)	管渠延長
φ450	管径
01	マンホール番号

101	管番号
(155)	管渠延長
φ450	管径
□ 01	マンホール 番号

(別添2)

施設増設・更新計画表

八代北部流域下水道

			R9	R10	R11
管渠			管渠改築・更新工事	管渠改築・更新工事	管渠改築・更新工事
ポンプ場	測量試験				耐水化設計
砂川					
	土木建築				
	機械電気設備				
処理場	測量試験		汚泥濃縮設備更新設計		
	沈砂池・ ポンプ棟	土木建築			
		機械電気設備			
	水処理 設備	土木建築			
		機械電気設備			
	汚泥処理 設備	土木建築			
		機械電気設備		汚泥濃縮設備改築更新工事	
	管理棟		遠方監視装置更新		
	その他				

※この計画はあくまでも予定であり、変更することがある

(別添3－1)水質試験等に関する基準【八代北部流域下水道】

1 水質

項目	試料	流入水	初沈	終沈放流水 (系列毎)	放流水	エアリ混合液 (系列毎)	返送汚泥 (系列毎)
水温		●★ ₃	●	▲	●★ ₃	●★ ₃	▲★ ₃
外観		●★ ₉		▲★ ₃	●★ ₉	●★ ₉	▲
臭気		●★ ₉		▲★ ₃	●★ ₉	●★ ₉	▲
透視度		●★ ₉	●	▲★ ₃	●★ ₄		
pH		●★ ₉	●★ ₃	▲★ ₃	●★ ₉	●★ ₉	▲★ ₃
SS		●★ ₉	●★ ₃	▲★ ₃	●★ ₉		
COD		■★ ₉	■★ ₃	▲★ ₃	■★ ₉		
BOD		▲★ ₉	▲★ ₃	▲★ ₃	▲★ ₉		
ATU-BOD					◆		
大腸菌数		▲		▲	▲		
全窒素		▲★ ₄			▲★ ₄	★ ₃	
全燐		▲★ ₁			▲		
アンモニア性窒素		▲★ ₄			▲★ ₁	★ ₃	
亜硝酸性窒素		▲★ ₄			▲★ ₄	★ ₃	
硝酸性窒素		▲★ ₄			▲★ ₄	★ ₃	
燐酸イオン態燐		▲			▲		
SV(30分沈殿汚泥量)						●★ ₃	★ ₃
MLDO						●★ ₃	
MLSS						●★ ₉	
SVI						●★ ₃	
MLVSS							▲
微生物試験						▲	
RSSS						▲	▲★ ₃
RSVSS							▲

●: 休日を除く毎日

▲: 週1回

■: 週2回

◆: 月1回

★: 年4回(5月・8月・11月・2月)の通日試験。1回の通日試験で右下の数値の回数を実施。

(別添3-2)水質試験等に関する基準【八代北部流域下水道】

2 汚泥

項目	試料	余剰汚泥	重力濃縮汚泥	重力濃縮分離液	脱水機供給汚泥	脱水ケーキ (スクレープレス)	脱水ろ液 (スクレープレス)
pH		▲	▲	▲	▲		▲
有機分(強熱減量)		▲	▲		▲	▲	
SS				▲			▲
含水率						▲	
COD				▲			▲
BOD							▲
アルキル水銀						★	
総水銀						★◆	
カドミウム						★◆	
鉛						★◆	
有機磷						★	
6価クロム						★	
ヒ素						★◆	
シアン						★	
ポリ塩化ビフェニル						★	
トリクロロエチレン						★	
テトラクロロエチレン						★	
ジクロロメタン						★	
四塩化炭素						★	
1,2-ジクロロエタン						★	
1,1-ジクロロエチレン						★	
シス-1,2-ジクロロエチレン						★	
1,1,1-トリクロロエタン						★	
1,1,2-トリクロロエタン						★	
1,3-ジクロロプロペン						★	
チウラム						★	
シマジン						★	
チオベンカルブ						★	
ベンゼン						★	
セレン						★	
1,4-ジオキサン						★	
亜鉛						◆	
ニッケル						◆	
クロム						◆	
PFOS含有量						●	
PFAS含有量						●	

▲:週1回

★:溶出試験 年4回

◆:含有試験 月1回

●:含有試験 年4回

※脱水汚泥、し渣・沈砂等の処分に当たり、その他必要な項目があれば分析すること。

(例:長崎県へ搬出する場合、前年度(11月頃)に表中の溶出試験★、含有試験◆に加え、ダイオキシン類の含有試験を行う必要がある。)

(別添3-3)水質試験等に関する基準【八代北部流域下水道】

3 環境保全項目

項目		測定施設・測定箇所		測定頻度等	備考
悪臭 (右の物質)	アンモニア	八代北部浄化センター 砂川ポンプ場 千丁ポンプ場 宮原ポンプ場	敷地境界(4地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点)	年1回	・悪臭防止法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。
	メチルメルカプタン				
	硫化水素				
	硫化メチル				
	二硫化メチル				
	トリメチルアミン				
	プロピオン酸				
	ノルマル酪酸				
	ノルマル吉草酸				
	イソ吉草酸				
騒音		八代北部浄化センター 砂川ポンプ場 千丁ポンプ場 宮原ポンプ場	敷地境界(4地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点)	年1回 (朝、昼、夕、夜間 各1回)	・騒音規制法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。
振動		八代北部浄化センター 砂川ポンプ場 千丁ポンプ場 宮原ポンプ場	敷地境界(4地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点)	年1回 (昼間、夜間 各1回)	・振動規制法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。

(別添3-4)水質試験等に関する基準【八代北部流域下水道】

4 水質監視試験

項 目		区 分	水 質		備 考
			放流水	流入水	
生 活 環 境 項 目	1	pH	★	★	
	2	BOD	★	★	
	3	COD	★	★	
	4	SS	★	★	
	5	大腸菌数	★	★	
	6	全窒素	★	★	
	7	全リン	★	★	
	8	nヘキサン(鉱油類)	★	★	
	9	nヘキサン(動植物油脂)	★	★	
	10	フェノール類	★	★	
	11	銅	★	★	
	12	亜鉛	★	★	
	13	溶解性鉄	★	★	
	14	溶解性マンガ	★	★	
	15	全クロム	★	★	
有 害 物 質 項 目	16	カドミウム	★	★	
	17	シアン	★	★	
	18	有機リン	★	★	
	19	鉛	★	★	
	20	六価クロム	★	★	
	21	ヒ素	★	★	
	22	総水銀	★	★	
	23	アルキル水銀	★	★	
	24	PCB	★	★	
	25	トリクロロエチレン	★	★	
	26	テトラクロロエチレン	★	★	
	27	ジクロロメタン	★	★	
	28	四塩化炭素	★	★	
	29	1,2-ジクロロエタン	★	★	
	30	1,1-ジクロロエチレン	★	★	
	31	シス-1,2-ジクロロエチレン	★	★	
	32	1,1,1-トリクロロエタン	★	★	
	33	1,1,2-トリクロロエタン	★	★	
	34	1,3-ジクロロプロペン	★	★	
	35	チウラム	★	★	
	36	シマジン	★	★	
	37	チオベンカルブ	★	★	
	38	ベンゼン	★	★	
	39	セレン	★	★	
	40	ホウ素	★	★	
	41	フッ素	★	★	
	42	1,4-ジオキサン	★	★	
	43	アンモニア性窒素	★	★	
	44	亜硝酸性窒素	★	★	
	45	硝酸性窒素	★	★	
そ の 他	1	ヒ素(コンボジット)		★	
	2	PFOS	●	●	
	3	PFOA	●	●	
項 目 合 計			47	48	

★ 月2回

● 年4回

※その他、放流水、流入水、河川等について、県が必要と認める検査を実施することとする。

(別添4-1) 分解整備工事年次計画表

八代北部浄化センター 分解整備工事年次計画(R9～R11)

	項 目	施工周期(年)	供用開始年度	R9	R10	R11
場 内 施 設	○ 機 械					
	○主ポンプ設備					
	No.1-1汚水ポンプ	8	H14			
	No.1-2汚水ポンプ	8	H14			
	No.2汚水ポンプ	8	H14			
	No.3汚水ポンプ	8	H17			○
	○沈砂池設備					
	No.1自動除塵機	8	H17			
	No.1し渣搬出機	8	H17			
	No.2し渣搬出機	8	H17			
	沈砂し渣洗浄機	8	H17			
	し渣脱水機	8	H17			
	No.1揚砂ポンプ	8	H17			○
	○最初沈殿池設備					
	No.1初沈污泥掻寄機	8	H14			
	No.2初沈污泥掻寄機	8	H17		○	
	No.1初沈污泥ポンプ	8	H14	○		
	No.2初沈污泥ポンプ	8	H14	○		
	○反応タンク設備					
	No.1-1散気装置	5	H14			
	No.1-2散気装置	5	H14			○
	No.1-3散気装置	5	H14			○
	No.1-4散気装置	5	H14		○	
	No.2-1散気装置	5	H17			
	No.2-2散気装置	5	H17			
	No.2-3散気装置	5	H17			
	No.2-4散気装置	5	H17		○	
	○最終沈殿池設備					
	No.1終沈污泥掻寄機	8	H14			○
	No.2終沈污泥掻寄機	8	H17		○	
	No.1返送污泥ポンプ	8	H14	○		
	No.2返送污泥ポンプ	8	H14	○		
	No.3返送污泥ポンプ	8	H17			
	No.1余剰污泥ポンプ	8	H14		○	
	No.2余剰污泥ポンプ	8	H14		○	
	○送風機設備					
	No.1-1送風機	10	H14			
	No.1-2送風機	10	H14			
	No.2-1送風機	10	H14			
	No.2-2送風機	10	H18			
	○污泥濃縮貯留設備					
	No.1污泥掻寄機	8	H14			
	No.1重力濃縮污泥ポンプ	8	H14			
	No.2重力濃縮污泥ポンプ	8	H14			
	No.1余剰污泥供給ポンプ	8	H20			
	No.2余剰污泥供給ポンプ	8	H20			
	初沈污泥し渣分離機	8	H15			
	初沈污泥し渣脱水機	8	H15			
	余剰污泥し渣分離機	8	H20			
	余剰污泥し渣脱水機	8	H20			
	ベルト型ろ過濃縮機	8	H20			
	○污泥脱水設備					
	No.1污泥脱水機(スクリープレス式)	5	H14			
	No.2污泥脱水機(スクリープレス式)	5	H20			
	No.1污泥供給ポンプ	8	H14			
	No.2污泥供給ポンプ	8	H14			

	項 目	施工周期(年)	供用開始年度	R9	R10	R11
場 外 施 設	○砂川中継ポンプ場					
	No.1汚水ポンプ(小)(7.5kw)	8	H14			○
	No.2汚水ポンプ(小)(7.5kw)	8	H14			
	No.1汚水ポンプ(大)(11kw)	8	H20			
	No.2汚水ポンプ(大)(11kw)	8	H20			
	破碎機	8	H20			
	○千丁中継ポンプ場					
	No.1汚水ポンプ	8	H14	○		
	No.2汚水ポンプ	8	H14	○		
	No.3汚水ポンプ	8	H22		○	
	自動除塵機	8	H22			
	し渣脱水機	8	H22			
	○宮原中継ポンプ場					
	No.1汚水ポンプ	8	R8			
	No.2汚水ポンプ	8	R8			
	No.3汚水ポンプ	8	R8			
	自動除塵機	8	R8			
	し渣脱水機	8	R8			
	○マンホールポンプ					
	古閑出No.1マンホールポンプ	8	R1	○		
	古閑出No.2マンホールポンプ	8	R1	○		
○電 気						
場 内 施 設	○水処理棟					
	非常用発電機	8	R5			
	蓄電池設備(発電機用)	8	R5			
	電気設備	6	H14			
	蓄電池設備(直流電源設備用)	13	R7			
	○管理棟					
	電気設備	6	R7			
	蓄電池設備(直流電源設備用)	9	R7			
場 外 施 設	蓄電池設備(UPS設備用)	13	R1			
	○砂川中継ポンプ場					
	非常用発電機	8	H20			
	蓄電池設備	8	H20			
	○千丁中継ポンプ場					
	非常用発電機	8	H22	○		
	蓄電池設備	8	H22	○		
	○宮原中継ポンプ場					
場 外 施 設	非常用発電機	8	R8			
	蓄電池設備	8	R8			

※これは予定であり、実際の施工は変更することがある。

(別添4-2)

- 機 械
○ 主ポンプ設備

1	設備名称	八代北部浄化センター No.3汚水ポンプ
2	型式	KSDN-350
3	製造番号	1C-5302-03A
4	製造者	(株)クボタ
5	設置場所	沈砂池ポンプ棟
6	供用開始年度	H17
7	仕様	φ350×13.5m ³ /min×20m×75kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	(1)分解整備(1式) (2)部品取替 ①水中ケーブル(動力用)(2本)、②ケーブル押え(動力用)(2個)、③水中ケーブル(制御用)(1本)、④ケーブル押え(制御用)(1個)、⑤ケーシングラナー(1個)、⑥逆転止め(1個)、⑦メカニカルシール(上・下)(2組)、⑧羽根車ナット(1個)、⑨羽根車ナットビス(1個)、⑩玉軸受(1個)、⑪コロ軸受(1個)、⑫軸受ナット(1個)、⑬軸受座金(1個)、⑭羽根車キー(1個)、⑮浸水検知器(1個)、⑯Oリング((1)~(7))(1台分)、⑰C型止め輪(1個)、⑱フェルトリング(1個)、⑲吊りチェーン(1組)、⑳隔膜式連成計(1組)、㉑その他消耗品(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

- 沈砂池設備

1	設備名称	八代北部浄化センター No.1揚砂ポンプ
2	型式	無閉塞型水中ポンプNKZ3-80H
3	製造番号	H-10043465
4	製造者	(株)鶴見製作所
5	設置場所	沈砂池ポンプ棟
6	供用開始年度	H17
7	仕様	φ80×0.3m ³ /min×22m×5.5kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	(1)本体取替(1式) 型式:MKZ35.5-61 仕様:φ80×0.3m ³ /min×22m×5.5kW×4P×400V×60Hz、羽根車材質(HiCr) その他:①ケーブル長(10m) (2)産廃処分(1式)

- 最初沈殿池設備

1	設備名称	八代北部浄化センター No.2初沈污泥掻寄機
2	型式	チェーンフライト式
3	製造番号	J00R0100
4	製造者	(株)荏原製作所
5	設置場所	最初沈殿池(2系)
6	供用開始年度	H17
7	仕様	・水路幅4,800mm×長14,000mm×水深3,000mm、掻寄速度:0.6m/min ・減速機:電動機直結型サイクロ減速機CHHM05-6160DB-TL ・電動機:3φ×0.4kW×4P×400V×60Hz(2池1駆動)
8	整備内容	(1)分解整備(1式) (2)部品取替 ①軸受(7個)、②偏心軸受(2個)、③オイルシール(2個)、④パッキン(A、B、C)(各1個)、⑤パッキン(TL用)(2個)、⑥低速軸カラー(1個)、⑦外ピン(104個)、⑧ディスタンス(2個)、⑨平行キー(両丸、片丸)(各1個)、⑩Vリング(1個)、⑪M4防振ナット(4個)、⑫その他消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	八代北部浄化センター No.1初沈汚水ポンプ
2	型式	クロレス型無閉塞汚泥ポンプ80ULKGR
3	製造番号	J00R009935
4	製造者	(株)荏原製作所
5	設置場所	最初沈殿池
6	供用開始年度	H14
7	仕様	$\phi 80 \times 0.5\text{m}^3/\text{min} \times 6\text{m} \times 925\text{rpm} \times 2.2\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1)分解整備(1式) (2)部品取替 ①主軸(1個)、②キー(1個)、③メカシール用スリーブ(1個)、④玉軸受(2個)、⑤水切リング(1個)、⑥メカニカルシール(1組)、⑦オイルシール(2個)、⑧Oリング(1個)、⑨ガスケット(3個)、⑩軸受ナット(1個)、⑪軸受座金(1個)、⑫液面計(1個)、⑬空気抜き(1個)、⑭Vプーリー(ポンプ側)(1個)、⑮Vプーリー(ポンプ側)用ブッシング(1個)、⑯Vプーリー(モーター側)(1個)、⑰Vプーリー(モーター側)用ブッシング(1個)、⑱Vベルト(2本)、⑲モーターベアリング(2個)、⑳その他消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	八代北部浄化センター No.2初沈汚水ポンプ
2	型式	クロレス型無閉塞汚泥ポンプ80ULKGR
3	製造番号	J00R009935
4	製造者	(株)荏原製作所
5	設置場所	最初沈殿池
6	供用開始年度	H14
7	仕様	$\phi 80 \times 0.5\text{m}^3/\text{min} \times 6\text{m} \times 925\text{rpm} \times 2.2\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	No.1初沈汚水ポンプと同様

○ 反応タンク設備

1	設備名称	八代北部浄化センター No.1-2散気装置
2	型式	DSR-140DP
3	製造番号	J00R009932
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	反応タンク(1系第2槽)
6	供用開始年度	H14
7	仕様	・送風量: $13\text{Nm}^3/\text{min}$ 、給気管口径: 150A ・電動機: $3\phi \times 11\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1)分解整備(1式) (2)部品取替 <u>(本体部)</u> ①メカニカルシール <u>(減速機部)</u> ①低速軸、②タイヨウ歯車、③ユウセイ歯車、④ウチ歯車、⑤軸受、⑥ユウセイ枠、⑦カップリング <u>(電動機部)</u> ①ケーブル、②軸受、③スリーブ、④ブラケット <u>(その他)</u> ①消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	八代北部浄化センター No.1-3散気装置
2	型式	DSR-100DP
3	製造番号	J00R009933
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	反応タンク(1系第3槽)
6	供用開始年度	H14
7	仕様	・送風量: 6Nm ³ /min、給気管口径: 100A ・電動機: 3φ × 5.5kW × 4P × 400V × 60Hz
8	整備内容	No.1-2散気装置と同様

1	設備名称	八代北部浄化センター No.1-4散気装置
2	型式	DSR-140DP
3	製造番号	J00R009934
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	反応タンク(1系第4槽)
6	供用開始年度	H14
7	仕様	・送風量: 13Nm ³ /min、給気管口径: 150A ・電動機: 3φ × 11kW × 4P × 400V × 60Hz
8	整備内容	No.1-2散気装置と同様

1	設備名称	八代北部浄化センター No.2-4散気装置
2	型式	DSR-140DP
3	製造番号	J03R019234
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	反応タンク(2系第4槽)
6	供用開始年度	H17
7	仕様	・送風量: 13Nm ³ /min、給気管口径: 150A ・電動機: 3φ × 11kW × 4P × 400V × 60Hz
8	整備内容	No.1-2散気装置と同様

○ 最終沈殿池設備

1	設備名称	八代北部浄化センター No.1終沈汚泥掻寄機
2	型式	チェーンフライト式
3	製造番号	J00R0099
4	製造者	(株)荏原製作所
5	設置場所	最終沈殿池(1系)
6	供用開始年度	H14
7	仕様	・水路幅4,800mm × 長39,000mm × 水深3,500mm、掻寄速度: 0.3m/min ・減速機: 電動機直結型サイクロ減速機CHHM05-4170DB-TL ・電動機: 3φ × 0.4kW × 4P × 400V × 60Hz (2池1駆動)
8	整備内容	(1)減速機分解整備(1式) (2)部品取替 ①軸受(7個)、②偏心体用軸受(1個)、②偏心軸受(1個)、③オイルシール(2個)、④パッキン(A、B、C)(各1個)、⑤パッキン(TL用)(2個)、⑥低速軸カラー(1個)、⑦偏心体(1個)、⑧外ピン(74個)、⑨当金(2個)、⑩平行キー(両丸、片丸)(各1個)、⑪ディスタンス(1個)、⑫Vリング(1個)、⑬M4防振ナット(4個)、⑭その他消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	八代北部浄化センター No.2終沈汚泥掻寄機
2	型式	チェーンフライト式
3	製造番号	J03R0192-4-2-1(※機器識別番号)
4	製造者	(株)荏原製作所
5	設置場所	最終沈殿池(2系)
6	供用開始年度	H17
7	仕様	・水路幅4,800mm×長35,000mm×水深3,500mm、掻寄速度:0.3m/min ・減速機:電動機直結型サイクロ減速機CHHM05-4170DB-TL ・電動機:3φ×0.4kW×4P×400V×60Hz(2池1駆動)
8	整備内容	No.1終沈汚泥掻寄機と同様

1	設備名称	八代北部浄化センター No.1返送汚水ポンプ
2	型式	吸込スクリー式汚泥ポンプ150IFMZGR
3	製造番号	J00R009936
4	製造者	(株)荏原製作所
5	設置場所	最終沈殿池
6	供用開始年度	H14
7	仕様	φ150×2.3 ³ /min×4m×1,250rpm×5.5kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	(1)分解整備(1式) (2)部品取替 ①軸スリーブ、②ベアリング、③メカニカルシール、④Vベルト、⑤Vプーリー、⑥モーターベアリング、⑦その他消耗品等 (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	八代北部浄化センター No.2返送汚水ポンプ
2	型式	吸込スクリー式汚泥ポンプ150IFMZGR
3	製造番号	J00R009936
4	製造者	(株)荏原製作所
5	設置場所	最終沈殿池
6	供用開始年度	H14
7	仕様	φ150×2.4 ³ /min×4m×1,250rpm×5.5kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	No.1返送汚水ポンプと同様

1	設備名称	八代北部浄化センター No.1余剰汚水ポンプ
2	型式	吸込スクリー式汚泥ポンプ80IFMZHR
3	製造番号	J00R009937
4	製造者	(株)荏原製作所
5	設置場所	最終沈殿池
6	供用開始年度	H14
7	仕様	φ80×0.5 ³ /min×5m×965rpm×2.2kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	(1)分解整備(1式) (2)部品取替 ①軸スリーブ、②ベアリング、③メカニカルシール、④Vベルト、⑤Vプーリー、⑥モーターベアリング、⑦その他消耗品等 (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	八代北部浄化センター No.2余剰汚水ポンプ
2	型式	吸込スクリー式汚泥ポンプ80IFMZHR
3	製造番号	J00R009937
4	製造者	(株)荏原製作所
5	設置場所	最終沈殿池
6	供用開始年度	H14
7	仕様	φ80×0.5 ³ /min×5m×965rpm×2.2kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	No.1余剰汚水ポンプと同様

○ 千丁中継ポンプ場

1	設備名称	千丁中継ポンプ場 No.1汚水ポンプ
2	型式	CWF150-P
3	製造番号	0504-881
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	千丁中継ポンプ場
6	供用開始年度	H14
7	仕様	$\phi 150 \times 2.0\text{m}^3/\text{min} \times 13.4\text{m} \times 7.5\text{kW} \times 200\text{V} \times 4\text{P} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 本体取替(脱着既設流用)(1式) 型式: CWF1502-P(フライホイール内蔵) 仕様: $\phi 150 \times 2.0\text{m}^3/\text{min} \times 13.4\text{m} \times 7.5\text{kW} \times 200\text{V} \times 4\text{P} \times 60\text{Hz}$ 、羽根車材質(SCS13) その他: ①ケーブル長(40m)、②チェーン(SUS304、14m)、③スライド、④ベルマウス (2) 産廃処分(1式)

1	設備名称	千丁中継ポンプ場 No.2汚水ポンプ
2	型式	CWF150-P
3	製造番号	0504-882
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	千丁中継ポンプ場
6	供用開始年度	H14
7	仕様	$\phi 150 \times 2.0\text{m}^3/\text{min} \times 13.4\text{m} \times 7.5\text{kW} \times 200\text{V} \times 4\text{P} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	No.1汚水ポンプと同様

1	設備名称	千丁中継ポンプ場 No.3汚水ポンプ
2	型式	CWF1502G-P(フライホイール付吸込スクリュウ水中汚水ポンプ)
3	製造番号	1167-962
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	千丁中継ポンプ場
6	供用開始年度	H22
7	仕様	$\phi 150 \times 1.7\text{m}^3/\text{min} \times 15.5\text{m} \times 7.5\text{kW} \times 200\text{V} \times 4\text{P} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 本体取替(脱着既設流用)(1式) 型式: CWF1502G-P(フライホイール内蔵) 仕様: $\phi 150 \times 1.7\text{m}^3/\text{min} \times 15.5\text{m} \times 7.5\text{kW} \times 200\text{V} \times 4\text{P} \times 60\text{Hz}$ 、羽根車材質(SCS13) その他: ①ケーブル長(50m)、②チェーン(SUS304、6m)、③スライド、④ベルマウス (2) 産廃処分(1式)

1	設備名称	古閑出マンホールポンプ場 No.1マンホールポンプ
2	型式	CWF1502-P
3	製造番号	1895-796
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	古閑出マンホールポンプ場
6	供用開始年度	R1
7	仕様	$\phi 150 \times 2.053\text{m}^3/\text{min} \times 12.0\text{m} \times 7.5\text{kW} \times 4\text{P} \times 200\text{V} \times 60\text{Hz} \times 33\text{A}$
8	整備内容	(1) 分解整備(1式) (2) 部品取替 ①動力ケーブル(30m)、②浸水ケーブル(30m)、③オートカット(1個)、④ベアリング(上、下)(各1個)、⑤ニロスリング(1個)、⑥メカニカルシール(1個)、⑦メカニカルシールブラケット(1個)、⑧ガイドリング(1個)、⑨底フタ(1個)、⑩羽根車(1個)、⑪ロックボルト(1個)、⑫平行キー(1個)、⑬軸受ナット(1個)、⑭軸受座金(1個)、⑮シール部品(1台分)、⑯シム(10個)、⑰その他消耗品等(1式) (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

1	設備名称	古閑出マンホールポンプ場 No.2マンホールポンプ
2	型式	CWF1502-P
3	製造番号	1895-797
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	古閑出マンホールポンプ場
6	供用開始年度	R1
7	仕様	$\phi 150 \times 2.053\text{m}^3/\text{min} \times 12.0\text{m} \times 7.5\text{kW} \times 4\text{P} \times 200\text{V} \times 60\text{Hz} \times 33\text{A}$
8	整備内容	No.1マンホールポンプと同様

○ 電 気

○ 千丁中継ポンプ場

1	設備名称	千丁中継ポンプ場 非常用発電機
2	型式	機種AP95C、エンジン6B105T-GL
3	製造番号	OMT-0153
4	製造者	ヤンマーエネルギーシステム(株)
5	設置場所	千丁中継ポンプ場
6	供用開始年度	H22
7	仕様	発電機: 62.5kVA $\times$ 200V $\times$ 60Hz、機関: 107kW $\times$ 1,800rpm
8	整備内容	(1)分解整備備(メーカーF点検程度)(各種試験を含む)(1式) ①燃料噴射ポンプ分解整備、②発電機制御盤点検、③その他 (2)部品取替(潤滑油脂類を含む)(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	千丁中継ポンプ場 蓄電池設備(発電機用)
2	型式	制御弁式据置鉛蓄電池REH24-12
3	製造番号	ROQAVC-2
4	製造者	(株)GSユアサ
5	設置場所	発電機盤
6	供用開始年度	H22
7	仕様	容量V-Ah: 24-24(10時間率)、12セル
8	整備内容	(1)蓄電池取替(12セル) (2)産廃処分(1式)

